



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会社名 太平洋工業株式会社
代表者 代表取締役社長 小川信也
(コード番号 7250 東証・名証第一部)
問合せ先 総務部長 林 貴久
(TEL 0584-93-0113)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

1) 最近の投資単位の状況

①直前事業年度の末日における最終価格をもとに 算出した 1 売買単位あたりの価格	525,000 円
②直前事業年度における日々の最終価格をもとに 算出した 1 売買単位あたりの価格の平均	395,239 円
※ 直前事業年度の末日における単元株式数	1,000 株

2) 変更の理由

当社は、当社株式の流動性向上及び個人を含むより幅広い層の株主数増加を図ることが、企業価値向上のために重要と考えます。そのため、現在の投資金額を勘案し、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えるため、単元株式数を見直し、株式投資単位の引下げを行うことといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 24 年 7 月 1 日 (日曜日)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

1) 単元株式数の変更

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

2) 剰余金の配当等の決定機関に取締役会を追加する旨の変更

資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、現行定款第 43 条、44 条を変更するものであります。なお、現行定款第 6 条に定める自己株式の取得につきましては、会社法第 459 条第 1 項各号に含まれるため、現行定款第 6 条を削除するものであります。

3) その他の変更

上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株 式 (自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によつて市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第8条～第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 (期末配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によつて毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による<u>剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める<u>剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株 式 (削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第7条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u> ②当社の中間配当の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u> ③前2項のほか、基準日を定めて<u>剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第6条の変更は、平成24年7月1日から効力を生じるものとする。 本附則は効力発生後にこれを削除する。</p>

(3) 日程

株主総会決議日 平成24年6月23日(土曜日)

効力発生日 平成24年6月23日(土曜日)

【ご参考】第6条の変更に伴い、平成24年7月1日付をもって、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

以上